

確認申請される皆様へ

確認申請時の盛土規制法に係る手続きについて【R7.4.1～】

確認申請について

◇ 【敷地面積または現況区域面積が 500 m²以上の敷地で建築（仮設は除く。）】

⇒開発・盛土許可要否判定で一括判定します。開発誘導課に相談してください。

◇ 【敷地面積及び現況区域面積が 500 m²未満の敷地で建築】・【準用工作物】・

【用途変更】・【仮設許可を受ける建築】

A. 建築計画が下記 (1) ~ (5) のいずれにも該当しない場合

⇒盛土規制法第 12 条第 1 項の許可は不要です。以下のとおりご対応ください。

① 「調査報告書」の計画概要欄の「盛土規制法第 12 条第 1 項の規定が適用される建築物」非該当（自主）にチェック

② 確認申請図書の配置図に「盛土規制法第 12 条第 1 項の規定が適用さる建築物ではない」と記載

※建築主事等からの指摘により、許可対象工事に該当しないことについて、疑義が生じた場合等は、建築主等が開発誘導課に盛土許可要否判定願を提出することで、許可の要否についての判定を受けることができます。

B. 建築計画が下記 (1) ~ (5) のいずれかに該当する、もしくは、判断に迷う場合

⇒開発誘導課に相談してください。

盛土規制法の許可対象工事

- (1) 盛土で高さが 1 m 超の崖を生ずるもの
- (2) 切土で高さが 2 m 超の崖を生ずるもの
- (3) 盛土と切土を同時に高さが 2 m 超の崖を生ずるもの
- (4) 崖は生じないが、高さが 2 m 超の盛土をするもの
- (5) 30 cm を超える盛土又は切土をする部分の面積の合計が 500 m² 超となるもの
「崖」とは、地表面が水平面に対して 30 度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

(※周辺地を含んで一体的な造成をする場合、その造成範囲で (1) ~ (5) に該当するか否かを確認してください。)

確認申請の計画変更について

◇ 【敷地面積または現況区域面積が 500 m²以上の敷地で建築（仮設は除く。）】

⇒開発許可の変更許可、盛土許可の変更許可、開発・盛土許可要否判定の再判定の要否について開発誘導課に相談してください。

◇ 【敷地面積及び現況区域面積が 500 m²未満の敷地で建築】・【準用工作物】・

【用途変更】・【仮設許可を受ける建築】

⇒変更前の確認申請の際にチェックした項目によって判断してください。

□該当 ⇒ 盛土変更許可の要否について開発誘導課に相談してください。

□非該当（判定済） ⇒ 盛土許可要否判定の再判定の要否について開発誘導課に相談してください。

□非該当（自主） ⇒ 変更後の建築計画について A または B へ進んでください。

○問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1－3－20 大阪市役所 7 階

大阪市計画調整局開発調整部開発誘導課

電話番号：06-6208-9285・7897

開庁時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）の 9 時 00 分から 17 時 30 分まで